

別記 第● 廃棄物・建設発生土

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴い発生する廃棄物又は建設発生土について、それらの量及び種類並びに発生抑制の程度等を対象とする。

なお、ここでいう廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）であり、建設発生土とは、建設工事に伴い副次的に発生した土砂をいう。

また、汚染土壌の場外運搬を行う場合は、廃棄物・建設発生土の環境影響評価項目ではなく、「第9 土壌」の環境影響評価項目で扱う。

循環経済（サーキュラーエコノミー）における再生可能資源への代替の取組に関しては環境影響評価の対象とはしていないが、可能な範囲で事業計画及び環境の保全のための措置の一環として図書に記載することが望ましい。

(2) 項目選定する事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、原則として廃棄物・建設発生土を環境影響評価項目として選定する。

また、廃石綿等や感染性廃棄物などの特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物の発生と処分が予想される場合は、その量にかかわらず、必ず廃棄物・建設発生土を環境影響評価項目に選定する。

ア 工事に伴い、一般廃棄物、産業廃棄物又は建設発生土が発生すると予想される場合

なお、対象事業の一部として、当該対象事業が実施される区域にある建築物等の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は対象事業の実施後、当該対象事業の目的に含まれる建築物等の撤去若しくは廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの廃棄物についても環境影響評価の対象とする。

イ 供用に伴い、一般廃棄物又は産業廃棄物が発生すると予想される場合

ウ その他、一般廃棄物、産業廃棄物又は建設発生土が発生すると予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の発生量及び処理・処分の状況
対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(ア) 一般廃棄物及び産業廃棄物に関する事項

a 種類別発生量

- b 資源化の状況
- c 収集運搬の状況
- d 中間処理施設及び処分場の状況
- (イ) 建設発生土に関する事項
 - a 建設発生土の発生量
 - b 有効利用の状況
 - c 処分場の状況
- イ 関係法令、計画等
 - (ア) 循環型社会形成推進基本法
 - (イ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
 - (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - (ハ) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
 - (ニ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）
 - (ホ) 神奈川県循環型社会づくり計画
 - (ヘ) 横浜市一般廃棄物処理基本計画
 - (ヘ) その他必要なもの
- ウ その他必要事項
 - 別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し把握する。
 - (ア) 土地利用の状況
 - (イ) 交通の状況
 - (ロ) その他予測、評価に必要な事項
- (2) 調査方法等
 - ア 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の発生量及び処理・処分の状況
 - (ア) 調査地域
 - 対象事業実施区域及びその周辺とする。
 - (イ) 調査方法
 - 原則として最新の既存資料の収集整理及び解析による。
 - また、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等により資料を補完する。
 - イ その他必要事項
 - (ア) 調査地域
 - 原則として対象事業実施区域及びその周辺とする。
 - (イ) 調査方法
 - 最新の既存資料の収集整理及び解析を行い、必要に応じて現地調査、関係機関

へのヒアリング等で資料を補完する。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

調査により判明した廃棄物・建設発生土の状況を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量、排出量及び最終処分量を最小限にとどめる水準
- (2) 建設発生土の発生量及び場外搬出量を最小限にとどめる水準
- (3) 建設発生土の有効利用が十分になされている水準
- (4) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量、排出量、資源化量及び最終処分量

イ 建設発生土の発生量、場内利用量、場外搬出量及び有効利用量

ウ 廃棄物の発生量等の削減の程度

対象事業における発生抑制、再使用及び資源化の取り組みを実施した場合と行わなかった場合を予測し、その差分により発生量等の削減の程度を求めること。

エ 建設発生土の発生量等の削減の程度

対象事業における発生抑制及び有効利用の取り組みを実施した場合と行わなかった場合を予測し、その差分により発生量等の削減の程度を求めること。

オ 処理・処分の方法

(2) 予測方法等

ア 予測地域

対象事業実施区域とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事期間全体とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる以下に掲げる事項について、対象事業の内容等から必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 施工計画
- (b) 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の運搬計画
- (c) 一般廃棄物、産業廃棄物の発生抑制、再使用、資源化、減量化、減容化、無害化計画
- (d) 建設発生土の発生抑制、有効利用計画
- (e) 自己処理計画
- (f) 委託処理計画（一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理及び建設発生土の最終搬出先までを確認するための方法等の内容を含む。）
- (g) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 計画人口
- (b) 生産工程
- (c) 一般廃棄物、産業廃棄物の発生抑制、再使用、資源化、減量化、減容化、無害化計画
- (d) 自己処理計画
- (e) 委託処理計画（一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理を確認するための方法等の内容を含む。）
- (f) その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、対象事業の内容、地形及び工作物等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

a 発生量、排出量、最終処分量等

- (a) 対象事業の内容から推定する方法
- (b) 発生原単位又は排出原単位並びに廃棄物の資源化の割合及び建設発生土の有効利用の割合から推定する方法
- (c) 類似事例から推定する方法
- (d) その他適切な方法

b 処理、処分方法等

- (a) 対象事業の内容から推定する方法
- (b) 類似事例から推定する方法
- (c) その他適切な方法

(3) 予測結果

表や図等を用いて分かりやすく整理する。

5 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業

の実施が及ぼす環境影響の程度を評価する。

なお、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避若しくは低減されているかについて考察する。

6 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化に関する措置
- イ 建設発生土の発生抑制及び有効利用に関する措置
- ウ 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の保管に関する措置
- エ 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の運搬・処分に関する措置
- オ 資源の循環利用（再生素材の使用等）に関する措置
再生素材を使用した資材、製品の選択（例：戻りコンクリートを使用したセメント、モルタル等）

(2) 存在・供用時

- ア 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化に関する措置
- イ 食品リサイクルに関する措置
食品廃棄物の飼料化、肥料化、バイオガス化等によるリサイクル
- ウ プラスチックに係る資源循環の促進に関する措置
 - (ア) プラスチック製品の使用の合理化
長期間使用、過剰な使用の抑制、又は薄肉化・軽量化された製品、再生プラスチック若しくはバイオプラスチックを用いた製品の使用
 - (イ) 製品の原材料に再生プラスチックやバイオプラスチックを使用
 - (ウ) 資源化等
- エ 一般廃棄物及び産業廃棄物の保管に関する措置
- オ 一般廃棄物、産業廃棄物の運搬・処分に関する措置
- カ 資源の循環利用（再生素材の使用等）に関する措置
製品の原材料への再生素材の使用、再生素材を使用した製品の使用

7 事後調査

(1) 事後調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

- ア 事後調査の頻度
予測結果や評価、環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。
- イ 事後調査時期
原則として予測時期とする。
- ウ 事後調査地域

原則として予測地域とする。

エ 事後調査方法

原則として現地調査とする。

(3) 留意事項

事後調査結果により環境保全目標を達成できていないことが明らかになった場合又は環境の保全のための措置の実施状況が十分でないことが明らかになった場合には、その対応について明らかにする。